

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた
武蔵野市実行委員会会則の一部改訂について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会会則の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(目的)</p> <p>第4条 実行委員会は、<u>平成32(2020)</u>年度に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や、<u>平成31(2019)</u>年度に開催されるラグビーワールドカップ2019大会等（以下「大会等」という。）の開催に向けた武蔵野市の取組みを推進することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第4条 実行委員会は、<u>令和3(2021)</u>年度に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や、<u>令和元(2019)</u>年度に開催されるラグビーワールドカップ2019大会等（以下「大会等」という。）の開催に向けた武蔵野市の取組みを推進することを目的とする。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(事業)</p> <p>第5条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5)</u> その他、前条の目的の推進に向けて市民とともに行う取組みで、委員長が必要と認める取組みに関する事</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 聖火リレーに関する事</u></p> <p><u>(6)</u> その他、前条の目的の推進に向けて市民とともに行う取組みで、委員長が必要と認める取組みに関する事</p>	<p>項の追加</p> <p>項の改正</p>
<p>(任期)</p> <p>第10条 委員の任期は、<u>平成33</u>年3月31日までとする。ただ</p>	<p>(任期)</p> <p>第10条 委員の任期は、<u>令和4</u>年3月31日までとする。ただ</p>	<p>字句の改正</p>

<p>し、委員が就任時におけるそれぞれの所属機関、団体等の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めることができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第19条 実行委員会は、<u>平成33年3月31日</u>もしくはその目的が達成されたときに、総会の議決により解散する。</p> <p>付 則</p> <p>1 から 2 まで (略)</p>	<p>し、委員が就任時におけるそれぞれの所属機関、団体等の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めることができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第19条 実行委員会は、<u>令和4年3月31日</u>もしくはその目的が達成されたときに、総会の議決により解散する。</p> <p>付 則</p> <p>1 から 2 まで (略)</p> <p><u>3 この会則は、令和2年6月1日から適用する。</u></p> <p><u>4 この会則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>項の追加</p> <p>項の追加</p>
--	--	--------------------------------------